

令和3年度奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証
制度事業業務委託他18件の業務委託における債務不履行に
による損害賠償請求訴訟の提起について

令和6年6月5日(水)
知事定例記者会見資料

担当 福祉医療部
総務課 春木、横山
内線：2950、2951

令和3年度奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業業務委託他 18件の業務委託における債務不履行による損害賠償請求訴訟の提起について

概要

奈良県では新型コロナウイルス感染症から県民の生命を守り社会経済生活を維持するため、多くの事業を実施。その際、業務を円滑かつ迅速に実施するため、民間事業者に業務を委託していたが、今般、調査した結果、19件の業務について、事業者からの実績報告において適正な精算業務がなされておらず、委託料の過払いの疑いが判明。そのため、当該事業者(株)JTB奈良支店と任意による解決を目指したが、契約の性質に対する見解について大きな相違があり、また勤務実態が確認できる書類の提出に協力いただけないものがあることから、司法の判断を仰ぐため、「訴えの提起」の議案を6月議会に提出。

19件の業務一覧

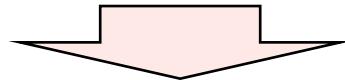
- ① 令和3年度奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業業務委託
- ② 令和4年度奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業業務委託
- ③ 令和5年度奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業業務委託
- ④ 令和3年度新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務委託
- ⑤ 令和4年度新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務委託
- ⑥ 令和3年度新型コロナワクチン接種体制確保事業運営業務委託
- ⑦ 令和4年度新型コロナワクチン副反応コールセンター運営業務委託
- ⑧ 令和3年度新型コロナウイルス感染症自宅待機者・療養者連絡等業務委託
- ⑨ 令和3年度奈良県新型コロナウイルス検査促進事業事務局運営等業務委託

①～⑨：責任者以外の職員について勤務実態との差異が判明

- ⑩ 令和4年度奈良県新型コロナウイルス検査促進事業事務局運営等業務委託
- ⑪ 令和5年度奈良県新型コロナウイルス検査促進事業事務局運営等業務委託
- ⑫ 令和3年度新型コロナウイルス感染症入院・入所待機者等支援包括業務委託
- ⑬ 令和4年度新型コロナウイルス感染症入院・入所待機者等支援業務委託 令和4年4月～7月
- ⑭ 令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援（患者移送）業務委託 令和4年8月～12月
- ⑮ 令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援（患者移送）業務委託 令和5年1～3月分
- ⑯ 令和5年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援（患者移送）業務委託
- ⑰ 令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援（パルスオキシメータ貸出）業務委託 令和4年8月～12月分
- ⑱ 令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援（パルスオキシメータ貸出）業務委託 令和5年1～3月分
- ⑲ 令和5年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援（パルスオキシメータ貸出）業務委託

調査の経緯等

- 令和5年7月 監査委員事務局による監査の結果、「令和4年度 奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業業務委託」の完了検査において、業務実施状況の確認が不十分として担当課に対して指導
- 8月 担当課等において確認したところ、過大請求の疑い判明
以降
- 令和6年1月 全庁的に同種の委託事業を短期的かつ集中的に再点検を開始
以降
受託事業者から業務精算時に提出のあった実績報告書と、再点検において本県から受託事業者に依頼し提出された職員の勤務日数の実績に関する資料(シフト表等)を比較・点検



(株)JTBから精算時に提出された実績報告書と勤務日数の実績に関する資料に差異があることが判明

県が総価契約ではないとする根拠となる契約条項(例)

(委託料)

第〇条 甲は、乙に対し、委託業務に要する経費(以下「委託料」という)として、金〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。ただし、業務実施後、委託料に減額が生じたときは、減額した確定額を業務の委託料とする。

(委託料)

第〇条 委託料は、別紙1に定めるものとし、委託料上限額は、〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

一般社団法人日本旅行業協会有識者委員会報告書(令和6年3月27日)の抜粋

第5 不正事案発生原因の分析

1. 旅行業とは異なる受託事業の契約上の特性や注意点に関する認識・知識不足

国又は地方公共団体からの受託事業に関して複数発生した不正事案の一因として、旅行業とは異なる受託事業の契約上の特性や注意点に関する認識・知識が不足していたことが認められる。

一例を挙げれば、受注型企画旅行を主とする旅行業においては、受注時に合意した包括的な見積金額に基づき業務を遂行するが多く、業務の実施に際して、厳密に費目毎の明細を明らかにして精算するような手順は含まれていないことが多い。

これに対し、国又は地方公共団体からの受託事業においては、当初提出し合意した見積書記載の総額を当然に受領できるわけではなく、費目毎の実績に基づく費用を受領できるにとどまる。そのため、例えば見積段階で予定した人件費を一部削減できた場合には、削減に伴う差額は受託者の利益となるのではなく、実績に応じた額に請求額を削減する必要があり、実績よりも過大な人件費を含む見積書記載の総額を請求する行為は不正であり許されない。このような費目毎の明細に基づく請求が必要である点において、包括的なツアーライブの請求が行われている旅行業の日常業務とは大きく異なるにもかかわらず、見積書記載の額を請求してしまったこと等による不正事案が確認されている。

コロナ禍によって旅行業が打撃を受け、それまで各旅行業者における取扱が非常に少なかった国又は地方公共団体からの受託事業が急拡大したという急激な事情の変化の中で、旅行業とは異なる受託事業の契約上の特性や注意点に関する認識・知識が不足した状態のまま業務に当たったことが、不正事案が続発したことの一因であると認められる。

(17ページから抜粋)

<問い合わせ先>

1. 訴えの提起に関すること

福祉医療部総務課 担当:春木、横山 内線:2950、2951
ダイヤルイン:0742-27-8641

2. 各業務の内容に関すること

①②③について

薬務・衛生課 担当:瀬尾 内線:3171
ダイヤルイン:0742-27-8664

④⑤について

医療保険課 担当:森川、吉川 内線:2910
ダイヤルイン:0742-27-8544

⑥⑦について

疾病対策課 担当:小池、市川 内線:3130、3133
ダイヤルイン:0742-27-8612

⑧⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑪⑩⑨について

健康推進課 担当:木村、江上 内線:3134、2930
ダイヤルイン:0742-27-8662

⑨⑩⑪について

防災統括室 担当:小島、川本 内線:2202、2285
ダイヤルイン:0742-27-7006